第一表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（選択） **第一条**　（略） 2　前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。 一　氏名、生年月日及び住所 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。） 三～五　（略） 3　（略） （二以上の事業所勤務の届出） **第二条**　被保険者又は七十歳以上の使用される者は、同時に二以上の事業所に使用されるに至つたとき（前条第一項に規定する場合を除く。）は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　個人番号又は基礎年金番号 三・四　（略） 2　（略） （年金手帳の提出等） **第三条**　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき）は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。 一　年金手帳に記載されている氏名に変更がある者　変更前及び変更後の氏名 二　（略） 2　初めて当然被保険者の資格を取得した者は、年金手帳を所持しているときは、直ちに、その年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前及び変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。 （任意単独被保険者の資格取得認可の申請） **第四条**　法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号 二～四　（略）	（選択） **第一条**　（略） 2　前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。 一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の生年月日 二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。） 三～五　（略） 3　（略） （二以上の事業所勤務の届出） **第二条**　被保険者又は七十歳以上の使用される者は、同時に二以上の事業所に使用されるに至つたとき（前条第一項に規定する場合を除く。）は、十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。 一　被保険者又は七十歳以上の使用される者の生年月日 二　基礎年金番号 三・四　（略） 2　（略） （年金手帳の提出等） **第三条**　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたとき）は、直ちに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を事業主に申し出なければならない。 一　年金手帳に記載されている氏名に変更がある者　変更前の氏名 二　（略） 2　初めて当然被保険者の資格を取得した者は、年金手帳を所持しているときは、直ちに、その年金手帳を事業主に提出しなければならない。この場合において、年金手帳に記載されている氏名に変更があるときは、変更前の氏名を事業主に申し出なければならない。 （任意単独被保険者の資格取得認可の申請） **第四条**　法第十条第一項の規定による被保険者（以下「任意単独被保険者」という。）の資格の取得の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一　申請者の生年月日及び住所 （新設） 二～四　（略）